

経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応指針(案)に関する意見募集の結果について

平成27年11月24日
経済産業省経済産業政策局
産業人材政策室

「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)」に関する意見募集について、平成27年8月14日から9月13日まで経済産業省ホームページに掲載すること等を通じて御意見を募集したところ、22名の方から79件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

1. 意見募集期間及び提出方法

- ・平成27年8月14日(金)から9月13日(日)まで
- ・意見募集フォーム、郵送又はFAX等

2. 意見募集の結果

提出者数:22名、総意見数:79件

(同旨の御意見は集約し、意見要旨として46件にまとめております。)

3. 提出された御意見とそれに対する考え方

別紙のとおり

No.	該当箇所	主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	2(1)	外見では判断することが難しい場合も含め、障害者に対する配慮は、社会全体の理解及び規範としての醸成が必要であるため、法の趣旨について十分な周知を図るべき。	国民に対して、法の趣旨が正確に伝わるよう、政府としても普及啓発に努めてまいります。
2	2(1)	障害者手帳の定義を明確にすべき。	法の対象となる障害者は、障害者手帳の所持者に限られず、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえています。したがって、障害者手帳の種類による取扱いの差異は想定しておらず、障害者手帳についての明確な定義は置いておりませんが、障害を有する人に対して発行される手帳全般を指すものと解釈しております。
3	3	対象となる事業者を具体的に示すべき。	対応指針の対象となる経済産業省所管の事業者は多岐にわたり、かつ、仮に一部の対象事業者を例示することで記載にない事業者が対象でないと解釈されるおそれもあるため、対応指針上は全体を網羅する記載が適当と判断しました。
4	3	対応指針は、各省が所管する事業分野ごとに定めることになっているが、事業領域が二省以上にまたがることもあるため、規定や運用に差異を生じることのないように、実行可能性を十分に考慮した上で適切な整合を図るべき。	共管の事業分野を持つ府省庁の対応指針とは、可能な限り整合を図っております。対応指針策定後、他府省庁と当省の対応指針の解釈に疑義が生じる場合には、御相談いただき、個別に対応させていただきたいと考えております。
5	3	対応指針に基づく各事業者の取組は決して統一的・画一的に対応できるものではない。法の趣旨に則り、適切な対応がなされている限りにおいては、具体的場面や状況に応じた対応がその本旨であることを明確にすべき。	ご指摘の点につきましては、本対応指針において、以下のとおり記載しております。 ・不当な差別的取扱い 第2の1(3)「不当な差別的取扱いの具体例」において、「不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。」と記載。 ・合理的配慮 第2の2(3)「合理的配慮の具体例」において、「事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。」と記載。
6	1(2)	「正当な理由の判断の視点」について、①理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること、②具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断したもとなり得る具体的な事例を示すこと、③障害者への理由の説明について「理解を得よう努めるものとする」、とすべき。	①対象となる事業者の規模や職種によって、障害者から理解を得る方法も多種多様となることが想定され、ご指摘の点も含め、その方法は事業者に委ねることが適当と考えます。 ②正当な理由の判断については、個別の事例ではなく、「個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等)の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」としております。 ③政府の基本的考え方を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)の記載ぶりと整合を図っており、原案の記載のままとします。なお、「望ましい」の考え方については、留意点として記載します。
7	1(3)	「不当な差別的取扱いの具体例」について、「正当な理由」の存在については、まさに「具体的場面や状況」を踏まえて柔軟かつ適切なものとなるように運用すべき。	対応指針第2の1(3)「不当な差別的取扱いの具体例」の記載にもあるとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かは、別紙に記載された具体例も参考に、個別の事案ごとに判断されることとなります。

No.	該当箇所	主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
8	2(1)ア	「合理的配慮の基本的な考え方」について、合理的配慮に関する留意点が挙げられているが、本来業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮は、「事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。」ことを踏まえ、周知に努めてまいります。
9	2(1)ア	「合理的配慮の基本的な考え方」について、合理的配慮に関する留意点が挙げられているが、事業者にとって過重な負担とならないように、この趣旨の周知に努めていただきたい。	合理的配慮は、「事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。」ことを踏まえ、周知に努めてまいります。
10	2(1)ウ	末尾を「自主的に取り組むものとする。」とすべき。	政府の基本的考え方を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)の記載ぶりや整合を図っており、原案の記載のままとします。なお、「望ましい」の考え方については、留意点として記載します。
11	2(1)ウ	「必要な手段(通訳を介するものを含む。)」について、事業者の理解のため、通訳の内容を言語通訳、手話通訳、要約筆記者、盲ろう通訳等、より明確に記載すべき。	ご指摘の点を踏まえ以下のとおり修文いたします。 「ウ 意思の表明に当たっては、…必要な手段(言語通訳・手話通訳等を介するものを含む。)…」
12	2(1)エ	「介助者等の人的支援」が、ガイドヘルパーや知的障害者に対する支援員などに限定されるおそれがあるので、「手話通訳、要約筆記者を含む介助者等の人的支援」とすべき。	手話通訳者、要約筆記者についても「等」に包含されるものと考えており、例示することで記載のない介助者が対象でないと解釈されるおそれもあるため、原案の記載のままとします。
13	2(1)オ	末尾を「…事業主体の違いも考慮した上で、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受け、法の趣旨を損なうことのないよう対応するものとする。」とすべき。	政府の基本的考え方を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)の記載ぶりや整合を図っており、原案の記載のままとします。なお、「望ましい」の考え方については、留意点として記載します。
14	2(2)	「過重な負担の基本的な考え方」について、判断の基準として明確になっているとは言い難く、実行可能性を十分に考慮した上で、その考え方をさらに明確にすべき。	対応指針第2の2(3)「合理的配慮の具体例」の記載にもあるとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるため、事業者においては、別紙に記載された具体例も参考に、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応いただくことが適当と考えられるため、原案の記載のままとします。
15	2(2)	過重な負担については、実行可能性の点から必ずしも具体的な検討を行わずに判断できるものもあると思料され、「法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断すること」がその趣旨であることから、「具体的な検討をせずに」を削除すべき。	対応指針第2の2(3)「合理的配慮の具体例」の記載にもあるとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるため、事業者においては、別紙に記載された具体例も参考に、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応いただくことが適当と考えられるため、原案の記載のままとします。
16	2(3)	「合理的配慮の具体例」について、記載の趣旨を踏まえて、柔軟かつ適切なものとなるように運用していただきたい。	対応指針第2の2(3)「合理的配慮の具体例」の記載にあるとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるため、事業者においては、別紙に記載された具体例も参考に、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応いただくことが適当と考えます。

第2
(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

No.	該当箇所	主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
17	第2 (障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)	法及び基本方針にも掲げられている「環境の整備」に関する記述が不十分であるため、適切な記載をすべき。	対応指針は、法第11条において、法第8条に規定する事項に関して定めることとされています。ご指摘の「環境の整備」に関しては法第5条により規定されており、対応指針において定める内容には含まれておりません。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)において、「第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項」の中で、「環境の整備」に関する政府の基本的考え方を示しております。
18		相談体制の実効性を担保するには、障害特性に応じた多様な手段が不可欠である。事業者が合理的配慮を提供するに当たって非常に有益であることから、相談事例の蓄積及び活用に関する記載をすべき。	ご指摘の点を踏まえ以下のとおり修文いたします。 「…電話、FAX、電子メールなどの障害の特性に応じた多様な手段を用意しておくことが望ましい。」 また、相談事例を活用して事業者に普及啓発を図ることが重要と考えられるため、「第4 事業者における研修・啓発」の中で、「相談事例の共有を図る」旨の記載を加えます。
19	第3 (事業者における相談体制の整備)	積極的な相談窓口の設置を促すべき。また、行政における相談体制の整備と適切な運用を確保すべき。	事業者における相談体制の整備が進むよう、普及啓発に努めてまいります。なお、「第5 経済産業省所管事業分野における相談窓口」に記載のとおり、行政としても相談窓口を整備し、適切な運用に努めてまいります。
20		相談窓口には専門知識を有する担当者等を配置すべき。	専門知識を有する担当者等の配置は、小規模な事業者にとっては過重な負担となることも想定されるため、原案の記載のままとしますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
21		意思疎通手段に、点字、拡大文字、ルビ付与、分かりやすい表現への置換え、手話、筆談なども記載すべき。	ご指摘の手段も含むものと想定しておりますが、多様な手段を用意する趣旨を明確化するため、以下のとおり修文いたします。 「…電話、FAX、電子メールなどの障害の特性に応じた多様な手段を用意しておくことが望ましい。」
22	第4 (事業者における研修・啓発)	障害者による研修の企画、研修への障害者の参画、障害者団体等との意見交換等、積極的な内容にいただきたい。	対象となる事業者の規模や職種によって、研修・啓発の方法も多種多様となることが想定されることから、その方法は事業者に委ねることが適当と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
23	第5 (経済産業省所管事業分野における相談窓口)	事業者からも、経済産業省の相談窓口について、障害者及び関係者に分かりやすい形で周知していただきたい。	ご指摘の点については普及啓発に努めてまいります。
24	別紙 1 (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)	①盲導犬、聴導犬、介助犬の同伴を理由に利用(入場)を拒否すること、 ②個人の状態を確認せず、単独行動のできる障害者に、保護者などの付き添いを求めることを追記すべき。	①身体障害者補助犬の受け入れについては、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)により、事業者に対して同法の規定に沿った取組が求められていることから、具体例としては、原案の記載のままとします。 ②ご指摘の点は、原案の不当な差別的取扱いに当たり得る具体例「事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求める等の条件を付ける。」において包含されています。
25		障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由に具体例に挙げられた対応をすることは、不当な差別的取扱いであることを明記すべき。	障害があることによってやむなく起きる事象についても「障害があることを理由に」に包含されるものであり、ご指摘いただいた事例も対象になると考えておりますが、表現の適正化を図るため、以下のとおり修文いたします。 「障害を理由として以下を行うこと。」 「事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来訪者の際に付き添い者の同行を求める等の条件を付ける。」

No.	該当箇所	主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
26	【想定される場面例】	「商品等販売」、「小売事業者による」とあるが、小売・販売事業者のみならず、サービスの提供事業者やガソリンスタンド等についても経済産業省の所管分野であり、想定される場面例として著しくバランスを欠いているため、括弧内を削除すべき。	想定される場面例は、障害者が利用する場面を想定して記載したものであり、合理的配慮の適切な対応の検討に資するものと考えられるため、原案の記載のままとします。
27		「段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする」は、一般的なマナーやモラルの範囲の事例と思われ、合理的配慮の事例としては適切ではないのではないかと。	小規模な事業者でも対応できる事例として適当と判断し、本具体例を記載しております。
28	(物理的環境への配慮の具体例)	「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」等を明記すべき。	ご指摘の点は有効な手段と考えられますが、電光表示板等の整備は、小規模な事業者にとって費用・負担の程度から過重な負担になる可能性が高いと考えられることから、具体例としては原案の記載のままとしますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
29		「障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す。」について、「障害者優先駐車場」は高齢者や妊産婦、また、内臓疾患等の外見からは障害者と判断できない方の利用もあり、トラブルになるケースがある。対応に非常に苦慮しており、具体例としての例示が適切ではないのではないかと。また、このような場合の対応の考え方、適切な対応例についてもあわせて教えていただきたい。	合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性の高いものであるため、個別具体的な事例をお示しすることは困難であり、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応いただくことが適当と考えます。なお、本具体例は、国民の理解促進も重要であることから、普及啓発に努めてまいります。
30	別紙 2 (合理的配慮の具体例)	代筆への対応について、親族による代筆を求めることは本人にとって負担となる場合があることから、当該事業者による代筆等を可能とすべき。	本具体例は、事業者が、要望があった際に書類の内容や状況に応じて行う代筆のことを指しております。
31		「比喩表現等が苦手な～説明する」という例について、「説明する」の前に「具体的に」という文言を入れるべき。その後、どんな比喩表現を使うと混乱を生じるのかが一般人にもわかるようにすべき。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「…二重否定表現等を用いずに具体的に説明する。」 なお、比喩表現の具体例についてはお示しすることが困難であり、原案の記載のままとしますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
32	(意思疎通の配慮の具体例)	注文や問合せ等の際に、電話・FAX番号やメールアドレスを明記したり、インターネット画面への入力など、視覚障害者、聴覚障害者のいずれとも対応できるようにすべき。	商品の注文等について、インターネットの活用が今後増えていくことが見込まれることと、電話による対応であれば小規模な事業者でも対応可能との観点から、このような例示としております。なお、実際の対応については、個別事例において、過重な負担に当たるかどうかを考慮しつつ、事業者委ねることが適当と考えます。
33		「電話等でも対応できる」について、現実にはこのようなニーズに十分に答え得る体制を準備することは負担が大きく、実行可能性に当てはめて判断せざるを得ない。このように対応が難しい事案は具体例として不適切ではないかと。	商品の注文等について、インターネットの活用が今後増えていくことが見込まれることと、電話による対応であれば小規模な事業者でも対応可能との観点から、このような例示としております。なお、実際の対応については、個別事例において、過重な負担に当たるかどうかを考慮しつつ、事業者委ねることが適当と考えます。
34		「店舗において障害者と話す際は、相手と1m位の距離で、相手の正面をむいて、顔(口)の動きが見えるように話す。」は、一般的なマナーやモラルの範囲の事例と思われ、合理的配慮の事例としては適切ではないのではないかと。	小規模な事業者でも対応できる事例として適当と判断し、本具体例を記載しております。

No.	該当箇所	主な御意見の要旨	御意見に対する考え方	
35	別紙 2 (合理的配慮の 具体例)	「店舗において障害者と話す際は、相手と1mくらいの距離で、相手の正面を向いて、顔(口)の動きが見えるように話す。」とあるが、読話はかなり慣れた聴覚障害者でも十分ではない。必要に応じて、単語だけでも書いて、間違いを減らす等の指示も必要ではないか。	ご指摘の点は、(意思疎通の配慮の具体例)の1つめ「筆談、読み上げ、手話、手書き文字(手のひらに文字を書いて伝える方法)等のコミュニケーション手段を用いる。」ことに含まれると考えます。	
36		「要約筆記、触手話、指点字」を明記すべき。	コミュニケーション手段について、ご提示の事例も含まれる趣旨であるため、原案の記載のままとなりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
37		「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追記すべき。	時間制限の設定可否は、それぞれの対応案件により異なると考えられ、合理的配慮の内容は事業者に委ねるのが適当と思われるため、具体例については、原案の記載のままとなりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
38		(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)	「順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替える。」について、発達障害者を念頭にいたものであるならば、必ずしも発達障害の障害特性ではないため削除か、発達障害者の除外を明記すべき。	本具体例は、発達障害者のみを念頭にいたものではありませんが、表現の適正化を図るため、以下のとおり修正いたします。 「順番を待つことが負担となる障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。」
39			「スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」について、聴覚障害者の場合、音声情報が入らず視覚により資料と手話又は文字通訳を見るため、具体例の中に、「手話通訳者」も追記すべき。	手話通訳者についても「等」に包含されるものと考えておりますので、原案の記載のままとなりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
40			「資格試験等を受験する際、受付及び会場内の案内・説明等は、点字、拡大文字、ルビ付与、分かりやすい表現への置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を可能な範囲で用意して対応する。」を追記すべき。	資格試験等の性質により、合理的配慮の内容は試験実施機関に委ねるのが適当と考えられるため、具体例としては原案の記載のままとなりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
41			吃音のある人にとって、大勢の人の中で話すことに大きなストレスを受け、言葉がさらに出にくくなることもある。比較的静かな環境で説明ができるように「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をする必要がある時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する。」を追記すべき。	ご意見の趣旨は、多人数の中にいることによる緊張により、コミュニケーションに障害が生じる方に対する合理的配慮の具体例の記載であり、当該趣旨は(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)の3つめ「他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。」と同趣旨のものと考えますが、同様の環境においては様々な事例が想定されることから、以下のとおり、より包括的な表現に修正します。 「他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、コミュニケーションに支障が出る等の場合には、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。」
42	「コミュニケーションに障害がある人が資格試験を受験する際、口頭で答える場合には個別に別室で行いかつ時間的余裕を取る。」を追記すべき。		資格試験等の性質により、合理的配慮の内容は試験実施機関に委ねるのが適当と考えられるため、具体例としては原案の記載のままとなりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	

No.	該当箇所	主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
43		「合理的配慮の具体例」の各具体例の挙げ方について、全障害にかかわらず異なることなどは、個別の障害名を入れる又は障害毎に具体例を分類しなおすべき。	具体例については、汎用性を持たせるため、また、同じ障害であってもその程度等により差異があるため、障害の種別は特定せず記載しております。
44	別紙 2 (合理的 配慮の 具体例)	全体 インターネット上の契約・取引においても、アクセシビリティを確保することを追記すべき。また、「(情報提供の配慮の具体例)」という項目を新設し、①JIS X 8341-3:2010に基づくウェブアクセシビリティの確保、②音声及びテキストデータ並びに視覚障害者等がアクセスしやすいウェブ等による情報提供、③各種表示におけるロービジョン者(低視力・視野狭窄等により「見えにくさ」のある人)に見やすいコントラスト・文字の大きさの確保、④放送・通信において、操作機器のメニュー画面の音声読み上げ及び画像状況の説明による視覚障害者の情報共有、⑤映画における登場人物の表情や動作、画面の様子を説明する「音声ガイド」の付加等の項目を追記すべき。	ご指摘の点については、法第5条において規定される「環境の整備」に係る内容であり、対応指針において定める内容ではないと考えます。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)において、「第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項」の中で、「環境の整備」に関する政府の基本的考え方を示しております。
45	その他	文部科学省の対応指針においては、以下のとおり、法第12条の規定を明記しており、重要であるため、同等の文言を追記すべき。 「本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。なお、関係事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各関係事業者により自主的に取組が行われることが期待されるが、自主的な取組のみによってはその適切な履行が確保されず、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。」	ご指摘の点を踏まえ、「第1 趣旨」に以下のとおり追記いたします。 <u>「4 留意点 対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。事業者における障害者差別解消に向けた取組は、対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、経済産業大臣は、特に必要があると認められるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。」</u>
46		対応指針は、「事業者が適切に対応するために必要な事項」を定めたものとの趣旨を踏まえれば、当該事業に従事する誰もが一読して理解できる平易なものでなければならず、全体を平易な文章に修文していただきたい。また、対応指針を実効あるものとするためには、事業者が取組を徹底するのみでは十分でなく、その前提として国民の理解と協力が欠かせない。まずは、国民への法の趣旨の周知、教育等について取り組んでいただきたい。	対応指針は、政府の基本的考え方を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)の内容を踏まえつつ、具体例を交え理解しやすい心がけて策定しております。また、国民に対して、法の趣旨が正確に伝わるよう、政府としても普及啓発に努めてまいります。